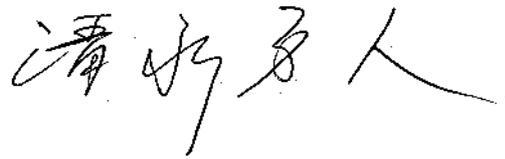


さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 **3** 月 **27** 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 孝人' (Shimizu Takahito), written in a cursive style.

さいたま市規則第34号

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) [略]</p>	<p>(休業補償) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。